

平成 30 年 10 月 19 日

お客様各位

セイノーロジックス株式会社

(横浜) 045-682-5315

(大阪) 06-6260-1031

(名古屋) 052-221-7221

スウェーデン 税関規則について

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は弊社海上混載サービスに格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、2018 年 11 月よりスウェーデン税関にて新規則が本格導入され、コンテナを弊社 CFS へ移動する許可を得るには、税関へ各船積みの CARGO VALUE を申告することが義務付けられました。

つきましては、スウェーデン向け貨物および経由貨物に関し、商業インボイスコピーをご提出いただけますようお願い申し上げます。 敬具

記

対象貨物 : **スウェーデン向けおよび経由貨物**

適用開始日 : **2018 年 11 月 1 日 (現地入港分より)**

現地側での提出が遅れた場合、貨物のお引渡しに影響が出る可能性がありますので、スウェーデン向けおよびスウェーデンを経由する貨物をお船積みの場合には、本船の日本出港前に商業インボイスコピーを弊社までご送付いただけますようお願い申し上げます。

以上

ご質問等が御座いましたら、下記までお問い合わせください。

セイノーロジックス (株) カスタマーサービス部

横浜 : 045-682-5315 大阪 : 06-6260-1031 名古屋 : 052-221-7221